

【10】波羅夷罪第2、第3、第4条の制定

はじめに

前章では釈尊のヴェーランジャーの雨安居年に関連して、波羅夷罪第1条「姪戒」の制定年を推定した。本章においては第2条「盜戒」、第3条「殺人戒」、第4条「大妄語戒」の制定年の推定を行う⁽¹⁾。

ちなみに波羅提木叉の各条文は「随犯随制」されたものとされている。しかし第【1】章「律蔵の体系」において考察したように、波羅提木叉の基礎となる中国では「五篇七聚」とまとめられる刑法の体系が随犯随制のように、時の流れにしたがって自然に形成されていったと考えることはできない。波羅提木叉の条文が制定された最初は、前章において述べたように波羅夷罪の第1条であることに紛れはなく、そしてこの条文が制定されたのは釈尊57歳＝成道23年の雨安居前であったとしたのであるが、この時点ではすでに釈尊の頭の中には熟慮の結果の刑法体系ができ上がっていたと考えるべきであろう。

このように波羅提木叉制定の最初が波羅夷罪の第1条であったとするなら、順次に第2条、第3条、第4条と制定されていったとも考えられるが⁽²⁾、必ずしもそうではないであろう。なぜなら各条文は随犯随制されたのであるけれども、成文法典としての「律蔵」は、制定の順に随って編集されているのではなく、それがどのようなものであったかを現時点では明確にできていないけれども何らかの方針によって編集されていることは明かであるからである。

例えば「捨墮」は物品に関する規定であって、比較的その内容が分類しやすいからこれを調べてみよう。各「律蔵」においてそれほど大幅な入れ替わりはないから⁽³⁾、ここでは『パーリ律』を取り上げる。条文の順序にしたがって対象になっている物品をあげてみると次のようになる。

- 1～10条 衣 (cīvara)
- 11～15条 坐臥具 (nisīdanasanthata)
- 16,17条 羊毛
- 18～20条 金銀・物品
- 21,22条 鉢
- 23条 七日薬
- 24～29条 衣 (cīvara)
- 30条 サンガへ寄進された物品

このうち第1条から第10条までが衣であり、さらに第24条から第29条までも衣が内容となっているのであるが、なぜ第1条から第10条までと切り離されているのか筆者にはよく理解できない。

しかしながら一覧して、これらが物品を視点として編集されていることは納得されるであろう。また第1条から第10条までが「迦絺那衣品 (kaṭṭhinavagga) 第1」、第11条から

第20条までが「絹糸品 (kosiyavagga) 第2」、第21条から最後の第30条までが「鉢品 (pattavagga) 第3」という標題が付され、それなりのまとまりが感じられるのも、一定の方針によって編集されていることを物語る。なお第2条が「絹糸品」と称されるのは、第11条が「絹糸の交じった臥具 (santhata) を作らせれば捨墮」というものであるからである。

このように波羅提木叉がある編集方針にもとづいて編集されていることは明らかであって、単純に随犯随制された条文をその制定年次にしたがって集めたものとすることはできない。

したがって波羅夷罪についても、第1条を除く他の3条は、条数と制定順序は関係がないものと考えべきであろう。このような基本的な見方にもとづいて以下の論考を進める。

- (1) 戒名は『四分律行事鈔』によったものである。大正40 pp.054下、055上、060中、下。平川彰氏は『二百五十戒の研究』（「平川彰著作集」第14巻 春秋社1993年2月）において第3条を「断人命戒」、第4条を「妄説得上人法戒」と名づけられている。
- (2) 本文中にも記すことであるが、『僧祇律』は第1条の制定は「成仏五年冬分第五半月十二日」（大正22 p.238上）、第2条は「成仏六年冬分第二半月十日」（同 p.253中）、第3条は「成仏六年冬分第三半月九日」（同 p.257下）、第4条は「成仏六年冬分第四半月十三日」（同 p.262上）とするから、順次に制定されたと考えていたことになる。
- (3) 「南伝大蔵経」第5巻（律蔵五）の巻末に「諸部戒本戒条対照表」が作られている。これを参照されたい。

〔1〕波羅夷罪第2条「盜戒」の制定因縁

第1条は検討済みであるから、まず波羅夷罪第2条「盜戒」の制定の因縁についての資料を紹介する。それぞれの制定年の推定は他の条文の因縁資料を紹介した後でまとめて行う。

〔1-1〕波羅夷罪第2条「盜戒」制定についての、6つの広律の伝える制定因縁は次のとおりである。

『パーリ律』（*Vinaya* vol.III p.041）：世尊は王舎城の靈鷲山に住されていた。このとき多数の比丘たちがイシギリ山辺（Isigiripassa）に草屋を作って（*tiṇakuṭṭiyo karitvā*）雨安居に入った。この比丘たちは3ヵ月を過ぎて草屋を壊して諸方に遊行に出たが、ダニヤ陶師子（Dhaniya kumbhakāraputta）は雨期を過ぎた後の冬も（hemantam）夏も（gimham）そこに留まっていた。ところが彼が乞食のために村に行っている間に、薪草を採る人が草屋を壊して草木を持ち去ってしまい、こうしたことが3度まで続いた。そこで今度は泥を練ってすべてが粘土製の小屋（*sabbamattikāmayā kuṭi*）を作った。それはあたかもインダゴーパーカ虫（*indagopaka*）のように美麗で赤く、風が吹くと鈴（*kiṅkiṇikāsadda*）のように鳴った。

ときに世尊は比丘たちと共に靈鷲山を下るとき、美麗で赤い小屋を見て子細を問われ、ダニヤには有情に対する憐愍・不残害の心がない（*na pāṇesu anuddayā anukampā aviheṣā bhavissati*）と非難され、「純泥の屋を作ってはならない。作れば突吉羅」と説かれた。

そこでダニヤは**ピンピサーラ王**の資材を管理する知り合いに頼んで材木による小屋 (dārukuṭṭika) を作ろうと考えた。そして彼は知り合いの王の材木管理人のところに行って、「王によって与えられた」と言って、王が災害用に蓄えていた資材をもらって小屋を作った。**マガダの大臣ヴァッサカーラ** (Vassakāra Magadhamahāmatta) が監査の時、貯蔵してあったはずの材木がないので管理人を取り押さえた。これを知ったダニヤはマガダ王ピンピサーラのところに行った。王は「多忙であるので与えたことを忘れたのかもしれない」というと、ダニヤは「王は灌頂即位のとき沙門・婆羅門のために草・薪木・水は与えられ、用いてよい (dinnañ ñeva samaṇabrāhmaṇānaṃ tiṇakatṭh-odakaṃ paribhuñjantu)」と言われたと弁明した。王は「それは阿蘭若処における所有主がないもの (araññe apariggahita) についていったのであるが、大徳は類似をもって与えられない材木を持っていくことと解されたのだ (tena lesena dārūni adinnaṃ harituṃ maññasi)」といい、王のような者が沙門バラモンを殺し、追放することはできないとダニヤを釈放した。

世尊はこれを聞かれ、もと司法の高官であった比丘にマガダ王はどれだけの価値のあるものを盗んだら盗罪とするのかと問い、「いずれの比丘といえども、盗心をもって世間において盗罪とされるものを取れば、波羅夷にして共住すべからず」と定められた。『四分律』(大正22 p.572中)：世尊は羅闍城の耆闍崛山中に住された。そのとき檀尼迦陶師子は草屋で過ごしていたが、彼が村で乞食している間に取薪人が草屋を壊して持って行ってしまった。そこで彼は泥を和して全て瓦より成る屋を作った。それは赤きこと火のごとくであった。

ときに世尊が耆闍崛山を下られるときに赤い瓦屋を見られて委細を知られ、常に衆生を慈愍せよと説いてきたのに、どうして柴薪牛屎を集めてこれを焼くのかと非難され、「今日より以降、赤色全成の瓦屋を作ってはならない、作る者は突吉羅」と定められた。

そこで檀尼迦は子供の時からの友人であった**瓶沙王**の守材人に、王は私に材木を与えろと言ったとあって、保管してあった要材を持っていった。要材のないのを知った1人の大臣は守材人を王のところに引き立てようとした。これを知った檀尼迦は王のところにおもむき、「王が初めて位に登る時、沙門・婆羅門は草木および水は随意に用いるを許す」といわれたと弁明した。王は「それは無主物のことであるが、少材をもって出家の命を断ずることはできない」と檀尼迦を釈放した。これを聞いた羅闍城中の仏法を信じない居士らは、「沙門釈子に親近するな、供養するな」と話しあった。

世尊はこの因縁を知られて、元大臣であった**迦楼**という比丘に、王法ではどれだけの値のものを取れば盗罪になるのかを確認された後、「もし比丘にして、村落あるいは閑静処において与えられないのに盗心をもって、王法において盗みと定められたものを取れば波羅夷にして不久住である」と定められた。

『五分律』(大正22 p.005中)：世尊は王舎城におられた。そのとき達尼迦というもと陶家子であった比丘が乙(師)羅山に草庵を作って住していた。彼が城内に乞食している間に、取樵人がこの草庵を壊して持ち帰ってしまい、こうしたことが三度まで続いた。そこで彼は瓦屋を作ったが、それは色赤く巖好で、風が吹くと箆篋のような音がした。

そのとき世尊は耆闍崛山に住されており、はるかにこれを見て**阿難**にあれば何かと尋ねられた。世尊は委細を知られ、物命を残害して哀愍なきことを呵責されて、「焼成の瓦屋を作れば偷羅遮、自ら現に工巧せんには突吉羅」と説かれた。

そこで彼は知人である王舎城の**典材令**に、「王は私に与えた」といって王の城防の大材を持ち去った。たまたまこれを**雨舎大臣**が見かけて典材令を問訊し、王のところに引き立てようとした。これを知った達尼迦は自ら王のところに頭出し、王の詰問に「王が初登位のときに一切境内の草木および水を沙門・婆羅門に施すといわれた」と弁明した。王はそれは有主のものに及ばないのだが、沙門を囚殺することはできないと解放した。これを聞いた国中の仏法を信じない者たちは種々に罵った。

この因縁を知られた世尊は、もと**摩竭陀**の大臣であった比丘に**阿闍世王**の法では幾許のものを盗むと死罪かを確認され、「もし比丘にして五錢已上を盗めば波羅夷であって、共住してはならない」と定められた。

『十誦律』（大正 23 p.003 中）：世尊は**王舎城**に居られた。そのとき比丘らは**安居しようとした**が房舎が足らなかったので草屋を作って過ごした。しかし城内で乞食している間に取薪人が庵舎を壊して持ち帰ってしまった。そこで比丘らは再び草屋を作ろうとしたが、**達尼迦**というもと陶家の子であった比丘は舎や戸・梁椽・牛頭・象牙・衣架などもすべて泥で作ってこれを焼いて完成させた。それは色赤く巖好であった。そしてこの舎を作り終わってから達尼迦は**二月遊行に出た**。そのとき仏は**阿難**と諸房を按行してこの舎を見て子細を知られ、外道をして譏嫌せしむることなかれと阿難に命じて破壊せしめた。

遊行から戻った達尼迦は、それではと王舎城にいる知人の**材木師**に、「**摩竭国主である章提希子の阿闍世王**が私に材木を与えた」といって、城を守護するために使う大切な材木をもらい、斬截してそこに積み上げておいた。これを**城統**が見て材木師を王のところに連れていった。これを知った達尼迦が出頭して、「王は初めて位に登る時、我が国内の草木および水は沙門・婆羅門が取用してよいといわれた」と弁明した。王はそれは無主の草木を言ったのであるが、沙門を殺すわけにはいかないと釈放した。

この経過を知られた世尊は阿難を王舎城に遣わして、王がどれくらいの価値のものを盗んだ時に大罪を与えているかを調べさせた上、「もし比丘が聚落中もしくは空地において、王法によって罪となる価値のものを与えられずして取ったら波羅夷を得、共住すべからず」と定められた。

『摩訶僧祇律』（大正 22 p.238 上）：世尊は**王舎城**に居られた。そのとき**瓦師の子の達膩伽**は立派な僧房に住んでいたが、上座の客比丘が来るたびにそれを譲らされていた。そこで仙人山窟の辺りの黒石上に瓦屋を作った。それは色赤く優曇華のごときであった。あるとき世尊は雨後に天晴れたので耆闍崛山を經行されていたがこの因縁を知られ、そこを訪ねて比丘らに、出家してももとの工芸技術を捨てないこと、衆生を焼いて殺すこと、瓦屋は寒期には寒く暑期には暑いことなどを説いて壊させ、耆闍崛山に戻られた。

これを知った達膩伽は友人であった**瓶沙王の木匠大臣であった耶輸陀**のところにいき、与えるべき材木はないと言うのに、材木置き場に行って保管してあった5枚の飛梯材のうちから2枚を持ち去った。これを知った**監督官**が耶輸陀を王に告発すると、耶輸

陀が事の子細を語ったので王は達膩伽を召喚した。詰問に彼は「王が初受位のときに、国中のあらゆる水草樹木を沙門・婆羅門に施与するといわれた」と弁明した。王はそれは守護なきもののものであると非難したが釈放した。仏法を信じない者たちはこれを知って非難した。

達膩伽はこれを反省して無事を習い、昼夜に精進して、六神通を起し自知作証した。これを機縁として世尊は、「もし比丘が与えられないものを盗取すれば波羅夷であって、共住すべからず」と定められた⁽¹⁾。

『根本有部律』（大正23 p.635下）：世尊は王舎城の羯蘭鐸迦池の竹林園に居られた。そのときもと陶師の子の但尼迦が阿蘭若の草室に住していたが、乞食のために城中に入っている間に牧牛羊人や取薪草人がこれを壊して、持って行ってしまった。このようなことが再三に及んだので、彼は部屋も設備もすべてを泥で作って焼いた全成瓦室を作った。これは赤きこと金銭花のごときであった。そして彼はこれを余人に託して遊行に出た。これを世尊は比丘らの住処を按行した時に見かけ、**阿難陀**に委細を聞いて、諸々の外道が誹謗するであろうと、これを破壊させられた。

帰った但尼迦はこれを知って、友人であった掌木大臣のところに行って、「**摩揭陀国の勝身の子の未生怨王**は私に木をくれた」といって、城を補修するために保管してあった材木を持ち去った。1本の材木がないことを知った守城大臣はこれを王に知らせ、王は掌木大臣を召喚した。事情を知った但尼迦は自ら王のもとにおもむき、「王が初めて灌頂位を受けた時、沙門・婆羅門に自分の境内の草木および水は随意に取用せよといわれた」と弁明した。王はそれは無主のものについていったのだと怒ったが、沙門を殺すわけにはいかないと釈放した。

この報告を受けた世尊は阿難陀に命じて、王の国法ではどれだけの値のものを盗めば死罪になるのかを調べさせ、「もし苾芻にして、聚落又は空閑処において国法によって罪になる値以上の与えられないものを取ったならば、波羅市迦にして共住すべからず」と定められた。

以上が、6つの広律の波羅夷罪第2条「盗戒」の制定因縁である。これらの「律蔵」の多くには結戒⁽²⁾の後に、それが阿蘭若などにも当てはまることを定めた随結部分が付されている。この随結部分の仏在処とここに登場する人物のみを掲げておく。なお『僧祇律』は随結が2段に分かれている。

『パーリ律』 仏在処：－
登場人物：六群比丘

『五分律』 仏在処：舎衛城
登場人物：阿難

『僧祇律』① 仏在処：王舎城
登場人物：－
② 仏在処：王舎城
登場人物：瓶沙王

なお上に掲げなかった「律蔵」は、最初からこの随結の趣意が結戒の中に取り込まれている。

また『僧祇律』(3)には、この波羅夷罪第2条の制定年を、

世尊は王舎城において、成仏してから6年冬分第2半月10日、東に向いて坐して食後兩人半影、瓦師の子である長老達膩迦と瓶沙王及び糞掃比丘衣に因んでこの戒を制された。

としている。

- (1) 『僧祇律』「雜誦跋渠法」の「榮事法」中に、「達膩迦は辛苦して房を作ったが、世尊の命により上座比丘らがこれを壊した。彼はこの上座比丘らの行為を、『猫の鼠を伺うようなものだ』と不満を語った。比丘らはこれを世尊に告げ、世尊は『羯磨して營事比丘に五年住を与えるべし』と、營事法を制せられた」としている。大正22 p.445上
- (2) 波羅提木叉の条文の多くには最初の結戒の後、その罪がどのようなケースに適用されるのかを明確にするために、条文を微修正する随結がある。これを『四分律行事鈔』は「結戒」「随結」とよぶが(大正40 p.003上)、『根本有部律』では「創制」「随開」とよんでいる(大正23 676下など)。
- (3) 大正22 p.253中

[1-2] 上記資料のなかで波羅夷罪第2条の制定年を推定するためのもっとも大きな情報は、ダニヤが王の緊急用に備蓄していた材木を無断で持ち出した時のマガダ国の王が誰であったかということである。しかしながら困ったことにこの伝承は2つに分かれている。すなわち『パーリ律』『四分律』『僧祇律』はビンピサーラ王とするのに対して、『五分律』『十誦律』『根本有部律』は阿闍世王とするのである。もしこれが阿闍世なら、波羅夷罪第2条が制定されたのは釈尊の晩年ということになるが、もしビンピサーラ王ならこの制定年の幅はかなり広がることになる。なおビンピサーラ王とする『パーリ律』『四分律』『僧祇律』には阿難は登場しないが、阿闍世王とする『五分律』『十誦律』『根本有部律』には阿難が登場するのも注目される。しかし前章に論じたように、波羅夷罪第1条の制定時点ですでに阿難は登場するから、これは決定的な情報にはならない。

また『パーリ律』と『五分律』には大臣のヴァッサカーラ(雨舎)が登場する。ヴァッサカーラはいくつもの『大般涅槃經』(1)や、その他MN.108 *Gopakamoggallāna-s.*(2)、中阿含145「瞿默目鍵連經」(3)、中阿含142「雨勢經」(4)、AN.007-003-020(5)、増一阿含040-002(6)、十誦律「五百比丘結集三藏法品」(7)、根本有部律「藥事」(8)、根本有部律「雜事」(9)、根本有部律「雜事」(10)などに登場するが、そこに同時に登場する王はすべてが阿闍世王であって、ヴァッサカーラとビンピサーラ王が同時に登場するのはこの波羅夷罪第2条の因縁譚の外には僧祇律「尼薩耆波夜提010」(11)、根本有部律「波逸底迦082」(12)しかない。このようにヴァッサカーラはビンピサーラ王の大臣というよりも阿闍世王の大臣と考えたほうがよいかもしれない。しかしながらこれによってヴァッサカーラがビンピサーラ王の大臣でもあった可能性がないとはいえない。

前章において考察したように、波羅夷罪第1条の制定は釈尊57歳=成道23年の雨安居前ということにしてあり、もしこの王が阿闍世であるとするなら、我々の推定では阿闍世の即位は釈尊72歳=成道38年であって(13)、ここに阿闍世を登場させる資料はおそらく阿闍世が仏教に帰信した後のことを想定しているのであろうから、さらにその数年後ということになる。そうとすれば第2条が制定されたのは、第1条が制定されてから15年も20年も後と

ということになり、これは信じがたい。また波羅夷罪という重罪で、しかも盗罪というよく起こりうる犯罪に対する規定が釈尊の晩年になって制定されたということも信じがたい。しかもわれわれはパーリと漢訳の伝承が異なる場合は、パーリを上位資料として尊重するという大方針を建てており⁽¹⁴⁾、これにしたがってもビンピサーラという伝承を採用すべきであろう。とはいえ、3つの「律歳」になぜ阿闍世王が登場するのか、そのわけを理解することはできない。

このように「律歳」の情報には不可解なところがあるが、常識的に考えれば第2条の制定は第1条の制定からそれほど時間的には経過していなかったとしてよいであろう。しかしながらこの制定年の推定は他の波羅夷罪の資料検討が終わった後に行いたいと考えるので、しばらくはペンディングしておく。

- (1) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.072)、長阿含 002「遊行経」(大正 01 p.011 上)、白法祖訳「仏般泥洹経」(大正 01 p.160 中)、失訳「般泥洹経」(大正 01 p.176 上)、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.102)
- (2) 瞿曇目犍連経 vol.III p.007
- (3) 大正 01 p.653 下
- (4) 大正 01 p.648 上
- (5) vol.IV p.017
- (6) 大正 02 p.738 上
- (7) 大正 23 p.446 中
- (8) 大正 24 p.021 下
- (9) 大正 24 p.382 中
- (10) 大正 24 p.399 下
- (11) 大正 22 p.305 中
- (12) 大正 23 p.873 中
- (13) 「モノグラフ」第11号(2006年10月)に掲載した【論文11】「提婆達多(Devadatta)の研究」p.099 以下参照
- (14) 「モノグラフ」第1号(1999年7月)に掲載した【論文1】「『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』の目的と方法論」の[3]を参照されたい。

[1-3] なおこの戒制定時の仏在処はすべての「律歳」が王舎城とする。『パーリ律』は「多数の比丘たちがイシギリ山辺に草屋を作って雨安居に入った」とし、ダニヤは「雨期を過ごした後の冬も夏もそこに留まっていた」とするから、この事件は釈尊が王舎城で雨安居を過ごされたその雨期明けに起こったということになる。『僧祇律』が「雨後に天晴れたとき」とするのも雨期の後を示すのかもしれない。しかしながら『十誦律』は「比丘らは雨安居しようとしたが房舎が足りなかった」とするから、釈尊が王舎城で雨安居を過ごされようとしたその年であったということになる。しかしダニヤは陶器の小屋を作った後に二月遊行したとするから、雨安居の直前ではなかったということになる。

その他の「律歳」はこれを明記しないが、今まで住んでいた草庵を樵などが持って行ってしまったというのであるから、雨安居明けをイメージしているのであろう。比丘らは雨安居を過ごした後に遊行に出るのが慣わしであるからである。しかし『パーリ律』は「雨期を過ごした後の冬も夏もそこに留まっていた」その間に草庵を壊されたとし、『根本有部律』は

雨安居のことは記さないが、これもダニヤが瓦屋が壊されているのを知ったのは遊行の後であるとするから、このようなことを考えると、この戒が制定されたのは雨安居の後であったとしても、あるいは雨安居に入る前のことであったとしても、雨安居からはかなりの時日が隔たっている時であったと考えられる⁽¹⁾。雨安居を終えて「冬も夏もそこにいた」とするならば、むしろ次の雨安居前ということになるであろう。

そういう意味では『パーリ律』の情報と『十誦律』の情報は等しく見えるが、しかしダニヤの事件があったのは、『パーリ律』では王舎城で釈尊が雨安居を過ごされた後ということになるが、『十誦律』では王舎城で雨安居を過ごされる年ということになり、そのダニヤの事件が起こった年度は異なることになる。もっとも王舎城で釈尊が2年続けて雨安居されたとするなら問題は解決する。王舎城においての第1回目の雨安居を終えられた後ダニヤの事件が起こり、続いて王舎城において再び雨安居を過ごされたということになるからである。

しかしいずれの「律蔵」も、少なくともこの「盗戒」が制定されたときは、釈尊は王舎城におられたとしていることは確実である。すべての「律蔵」の仏在処は王舎城とされているからである。

- (1) 『パーリ律』はダニヤが作った草庵は3度にわたって壊されたとするし、陶器の小屋を作るのもそれなりの時日を必要とするであろう。このことからこの戒は雨安居を明けてからかなりの時間が経過していることを示していることが判る。

[1-4] なお余談ではあるが、各「律蔵」における世法において盗みとなる貨幣価値は次のとおりである。

『パーリ律』：1 パーダ (pāda) = 5 マーサカ (māsaka)

『四分律』：5 銭

『五分律』：5 銭

『十誦律』：5 銭

『僧祇律』：19 銭を 1 鬬利沙槃としその 1/4

『根本有部律』：5 磨灑

『パーリ律』によれば、1 握りの米 (taṇḍalamuṭṭhi)、1 握りのムッカ豆 (muggamuṭṭhi)、1 握りの蚕豆 (māsamuṭṭhi)、1 握りの胡麻 (tilamuṭṭhi) を盗った場合が波羅夷とされているから、これらの価が1パーダ=5銭に相当するのであろう⁽¹⁾。となればこれらは決して高額ではない。なお各「律蔵」はこの盗みの罪を次のような罰としている。

『パーリ律』：あるいは殺し (hanati) あるいは縛し (bhandati) あるいは追放する (pabbājeti)。

『四分律』：死す

『五分律』：捉え、縛り、殺し、擯する。

『十誦律』：大罪

『根本有部律』：死

取るに足らない値の盗みに対して厳罰が処せられたということになる。

- (1) *Vinaya* vol. III, p.064. 平川彰博士は、1パーダ=5マーサカが「現在の貨幣の単位に換算してどれほどの価値になるかは明らかでない。ともかくそれは死刑や国外追放の刑に処せられるほどの罰であるから、少額の価値ではなかったであろう」とされている。『二百五十

[2] 波羅夷罪第3条「殺人戒」の制定因縁

次に波羅夷罪第3条「殺人戒」の制定因縁を検討する。

[2-1] 6つの広律の制定因縁は次のとおりである。

『パーリ律』（Vinaya vol.Ⅲ p.068）：世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのとき世尊は比丘たちに不浄論を説き（*asubhakatham katheti*）、不浄によって讚歎し（*asubhāya vaṇṇam bhācati*）、不浄観を讚歎された（*asubhabhāvanāya vaṇṇam bhācati*）後、比丘たちに「半月の独坐をしたいので、一人の食事を運ぶ者を除いて、誰も近寄ってはならない」と命じられた。そこで比丘たちは世尊の説かれた不浄の修習に励んで自分の身を厭嫌して、自ら自殺する者、あるいは互いに殺し合う者、さらにはミガランディカという似非沙門（*Migalaṇḍika samaṇakuttaka*）の所へ行って「殺せば、衣鉢をあげる」と依頼したりした。ミガランディカは魔にも唆されて、多くの比丘の命を奪った。

半月後、世尊は比丘たちの数が減少したことに気づいて阿難に尋ねられた。阿難は事情を説明して、他の観を修習する方便を説いてくださいと依頼した。そこで世尊は出入息念三昧の教えを説かれた。そして比丘たちに、「いかなる比丘も故意に人体の生命を断じ、あるいはそのために殺具を持つ者を求めれば、波羅夷にして共住すべからず」と定められた。

『四分律』（大正22 p.575下）：世尊は毘舍離の彌猴江辺の講堂におられ、比丘らに不浄行を説き、不浄行を讚歎された。そこで比丘らは不浄観を修した結果、身命を厭嫌して、自殺を欲し、死を讚歎するような者が出てきた。婆裘河辺の園に住む比丘らは勿刀伽難提を字とする沙門に、「私の衣鉢を与えるから命を絶て」と依頼し、彼は天魔にも唆されてたくさんの比丘を殺した。あるとき居士らが園を訪れ、その光景を見て、「比丘らは共に相殺害しあっている。沙門釈子を供養するな」と村々に触れ回った。

そのとき世尊は毘舍離の比丘らが減少しているのを見て阿難に理由を尋ねられた。阿難が先の因縁を告げるとともに、「他の方便をなして説法し、永く疑惑をなからしめるように」と依頼したので、世尊は阿那般那三昧を説かれた後、「もし比丘が自手にて人命を断じ、死の快きを歎賞し、死を勧めれば波羅夷にして不共住である」と定められた。

『五分律』（大正22 p.007上）：世尊は毘舍離に居られた。そのとき世尊は比丘らに「不浄観を修すれば大果利を得る」と説かれたので、比丘らが不浄観を修習して自分自身の身を厭うようになり、中には自殺したり、刀や縄を求めたり、毒薬を服する者も出てきた。また一人の比丘は弥隣旃陀羅のもとを訪れ、「衣鉢をやるので、命を絶つように」と依頼した。彼は自在天魔にも唆されて多くの比丘を殺した。そこで比丘らの数が減少した。

そのとき世尊は三昧より覚めて大衆に圍繞されて露処に坐された。ときに世尊は阿難

に「今日はどうして比丘らの数が少ないのか」と尋ねられた。阿難が事の次第を告げ、余の善道法を説いて諸比丘を安樂住ならしめてください」と依頼すると、世尊は安般念を修して、淨觀・喜觀を楽しむべきことを説かれた後、「もし比丘自ら人を殺せば、波羅夷を得て共住すべからず」と定められた。

『十誦律』（大正23 p.007中）：世尊は跋耆国の婆求摩河のほとりにおられた。このとき世尊は比丘らに、「不淨觀を修習すれば大果大利を得る」と説かれた。そこで比丘らは不淨觀を修習して、この身を厭嫌し慚愧し、死を欲し死を讚歎して、自殺したり、互いに殺し合う者が出てきた。また一人の比丘が**鹿杖梵志**のもとを訪れて、「私を殺せば、汝に衣と鉢を与える」と依頼した。彼は魔天神にも唆されて多くの比丘を殺したので、比丘らの数が減少した。

月の十五日説戒の時、世尊は**阿難**に比丘の数が少ない理由を尋ねられた。阿難が事の次第を告げるとともに、余の善道安樂住法を説かれないと依頼したので、世尊は阿那般那念を説かれた。そして世尊は比丘僧を集めて種々に呵責された後、「もし比丘が人の命を奪い、刀を与え、死を讚歎して死に至らしめれば波羅夷にして共住すべからず」と定められた。

『僧祇律』（大正22 p.254中）：世尊は**毘舍離**に住された。そのとき1人の病比丘があり、病者も看病する者も疲れ果てた。そこで病者が自分を殺してくれと願い、看病する比丘がこれを殺した。

世尊は**毘舍離**に住された。病者が持刀者を求めよと頼んだ。**鹿杖外道**に衣鉢を与えるとって命を奪わせた。

世尊は**毘舍離**に住された。看病比丘が病比丘に自ら刀を用いて自殺するように勧めた。彼は自殺した。

世尊は**毘舍離**に住された。**鹿杖外道**は頼まれて比丘を殺したことを憂悩していた。天魔波旬が、「あなたは人の苦しみを開放し、未だ度せざる者を度せしめた」と唆した。そこで彼はさらに多くの人を殺した。

そのとき世尊は月の15日の布薩をなそうとされた。僧衆の少ないことを疑問に思われて**阿難**に質問されると、阿難は「世尊は先に不淨觀を説き、不淨觀を修習する功德を説かれたので、比丘の中に自殺する者、鹿杖外道に殺させる者などが出て、多くが死にました。余法を説いて身を厭って自殺せしめず、久しく存して天人をして利益せしめたまえ」と答えた。世尊は阿那般那念を説かれ、「比丘にして手ずから人命を奪い、刀を持して殺を与える者を求め、死を讚歎して死せしめる者は波羅夷にして共住すべからず」と定められた。

『根本有部律』（大正23 p.652下）：世尊は**室羅伐城の逝多林給孤独園**に住されていた。そのとき城中に**董索迦**と**波洛迦**という友人同士の二人の苾芻があり、波洛迦が病気になるにせきりに飢渴を訴えるので、董索迦は医師を求めて町に行った。その間に余の苾芻があつて、波洛迦に粥や乳酪を与えたので波洛迦は飽食した。馱索迦は菓食をもって帰って波洛迦に与えようとしたが、彼が飽食して食べなかったので理由を聞いて、「むしろ毒菓を食らおうとも、所忌食を食ってはならないのに」と言った。波洛迦は慚愧して囊中にあつた毒菓を食べて死んでしまった。世尊は「馱索迦は殺心がなかったから無

犯である。しかし病人の前でこのような言説をなして死を求めしめれば越法罪である」と説かれた。しかし未だ学処を定められなかった。

世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住されていた。そのときに城中に善語と吉祥という友人同士の二人の苾芻があり、善語は獵師を捨て、吉祥は長者を捨てて出家したのであった。吉祥は病気となったので善語が看病人となった。吉祥の病気が重くなり、苦しみが劇しくなったので彼は善語に頼んで、善語の獵師をしている二人の甥を看病のために呼び寄せてもらい、この二人に自分の命を断たしめた。仏は「殺心がなかったから無犯である。しかし無智人を看病者にし、よく教えないで外出すれば越法罪である」と説かれた。しかし未だ学処を定められなかった。

世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住されていた。城中に1人の苾芻があり、その用いる鉢は色が壊し孔が開いていたので、重病の比丘が命終したら鉢をもらおうと考えていた。仏は「死を願う心がなかったから無犯であるが、このような旃荼羅心を起せば越法罪である」と説かれた。しかし未だ学処を定められなかった。

世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住されていた。城中に1人の苾芻があり、その用いる僧伽胝は破れて埃にまみれていたので、重病の比丘が命終したら僧伽胝をもらおうと考えていた。仏は「死を願う心がなかったから無犯であるが、このような旃荼羅心を起せば越法罪である」と説かれた。しかし未だ学処を定められなかった。

世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住されていた。城中に1人の長者があり、その妻は男の子を産むと亡くなった。そこで長者は後妻をもらったが、この後妻に子ができると先妻の子を虐待したので、先妻の子は出家して、やがて三歳を学んで名声が遍く聞こえるようになった。そのときその苾芻は父を教化して、父は三宝に帰依し五戒を受けた。父は重病にかかっていたので、子は「この苦しみの身を捨てれば善道に生まれる」と説いた。そこで父は波利迦という愚鈍な婢を「非人が腹の中に入っているので、開いて取り出してくれ」と騙して腹を開かせ命終した。後妻はこれを先妻の子の企みだと訴えた。仏は「彼の苾芻は無犯であるが、病者をして死を求めしめれば越法罪である」と説かれた。しかし未だ学処を定められなかった。

世尊は広巖城（ヴェーサーリー）の勝慧河側の娑羅雉林におられ、不浄観を修すれば大果利を得ることができると説かれた。諸苾芻は不浄観を修して大果利を得たが、中には身を厭嫌して自分で命を断つ者や、互いに命を断ちあう者たちもいた。1人の苾芻は鹿杖梵志沙門に「衣鉢を与える」と言って命を断たせ、彼は天魔に唆されてその後多くの苾芻の命を奪った。

仏は15日の褒灑陀の時に苾芻の数が少ないので阿難陀に尋ね、事の子細を知られた。そこで「もし苾芻にして人の命を手ずからに断じ、あるいは持刀者を求め、死を讃歎して死なしめれば波羅市迦にして、共住すべからず」と定められた。

なお第2条と同様に、この戒にも『パーリ律』には随結がある。内容は死を讃歎して死にいたらしめるケースも戒の内容に含められるというものであり、仏在処は明記されないが、登場人物は六群比丘である。

また『僧祇律』(1)はこの条文は、

世尊が毘舍離城において、成仏してから6年冬分第3半月9日、食前に北に向いて坐

して1人半影、衆多の看病比丘のために鹿杖外道を因縁としてこの戒を制された。としている。

(1) 大正22 p.257下

[2-2] 以上のすべての「律蔵」の制定因縁には、その仏在処をヴェーサーリーとすることと、そこに阿難を登場させることが含まれているが、その他にその制定年を推測せしめる情報は無い。なおミガランディカという似非沙門（勿刀伽難提を字とする沙門、弥隣旃陀羅、鹿杖梵志、鹿杖外道、鹿杖梵志沙門）はここにしか登場しない。

ただしこの制定の因縁は、釈尊が不浄観を讃歎されたので、比丘らが身を厭嫌して死を願うようになったということであることに注意しなければならない。不浄観の内容を記しているものはないが、この不浄観を修することによって身を厭嫌して死を願うようになったというのであるから、死体が腐爛していくさまを観想する観法を説かれたのであろう。なお釈尊がこの戒を説かれたのは、不浄観を説かれてから禪定に入られた後のことであって、比丘の人数が減っているのを知られたのは、『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は布薩の時であったとしている。『パーリ律』も半月の独坐の後とするから布薩の時であったと理解することができる。

[3] 波羅夷罪第4条「大妄語戒」の制定因縁

次に波羅夷罪第4条「大妄語戒」の制定因縁を検討する。

[3-1] 6つの広律の制定因縁は次のとおりである。

『パーリ律』（*Vinaya* vol.III p.087）：世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住されていた。このとき多数の比丘たちがヴァッグムダー河の岸辺で（*Vaggu- mudāya nadiyā tīre*）雨安居に入ったが、ヴァッジの地は飢饉で食を得難かったので、どうしたら施与が得られるだろうかと議論しあった。ある比丘は在家の仕事（*gihīnaṃ kammanta*）をしようと言い、ある比丘は在家の使い（*gihīnaṃ dūteyya*）をしようと言ったが、「かの比丘は初禪……六神通を得ている」などと互いに上人法を讃歎して（*aññamaññassa uttarimanussadhammassa vaṇṇaṃ bhāsanti*）食を得ることにした。そこでその地の人々は自分自身も食せず、母や父、あるいは子や妻などにも与えずに比丘たちに食物を与えた。

雨安居を終えて彼らは常法どおりに（*āciṇṇaṃ*）世尊に挨拶をするために遊行してヴェーサーリーに行った。ヴェーサーリーの周辺地で雨安居を過ごした比丘たちは痩せて顔色も悪かったが、彼らは太って顔色もよかった。世尊は事の子細を知られ、「いずれの比丘といえども、明らかに知らないのに上人法ありと言えば、波羅夷にして共住すべからず」と定められた。

『四分律』（大正22 p.577中）：世尊は毘舍離菴菴江辺高閣講堂に居られた。ときに飢饉で乞食が得難かったので、世尊は比丘らに「同和上同師隨の親友知人があれば共にそれ

らを頼って、毘舍離の左右の随所で安居を過ごすように」と指示された。このとき多数の比丘らが婆耆河辺にある僧伽藍で安居に入ったが、彼らは居士の家々を訪れ、互いに「上人法を得た。私は阿羅漢であり、禪と神通を得、他心を知る」などと嘘をついて飲食を得た。そこで人々は妻子の分も比丘らに供養した。

彼らは安居を終え、顔色よく気力も充実して世尊のところへやってきた。しかし毘舍離で安居した者は憔悴しやせ細っていた。子細を知られた世尊は、「もし比丘にして実を知るところなくして、自ら上人法を得たと妄語する者は、波羅夷であって不共住である」と定められた。

『五分律』（大正22 p.009上）：世尊は毘舍離に居られた。ときに世は飢饉で乞食しても得難く、そこで世尊は知識家を頼って安居せよと指示された。比丘らは摩竭国に行ったり、婆耆末河の辺にある聚落に行ったりした。婆耆末河に行った比丘らは、「互いにだれだれは初禪……四沙門果・三明・六神通を得た」と讚歎しあったので、居士らは自分の食を減じて彼らを供養した。

安居を終わって世尊を問訊するのは諸仏の常法であったので、摩竭提国で安居した比丘らは痩せ細り憔悴して世尊のもとへやって来たが、婆耆末河で安居した比丘らはふくよかであった。世尊は事の子細を知られ、「もし比丘、過人法聖利満足を知らないで、これを知ると虚誑妄語すれば波羅夷をえて共住すべからず」と定められた。

『十誦律』（大正23 p.011上）：世尊は維耶離国に居られた。ときに世が飢饉で乞食が得難かったので、世尊は比丘らに「知り合い、親里、所信の人を頼って安居を過ごせ」と指示された。比丘らは拘薩羅国の一处で安居を過ごしたり、婆耆摩河の辺にある聚落で安居を過ごした。婆耆摩河で安居した比丘らは聚落に入り、互いに「某は阿羅漢であり、私も阿羅漢……阿那般那念を得ている」などと讚歎しあった。そこで人々は彼らに食を供養した。

安居を終わって世尊のところを訪ねるのは諸仏在法の法であったので、拘薩羅国で安居を終えた比丘たちもやってきて、世尊の安否についての挨拶にやせ細った身体で、「我らは耐え忍んで安楽に住し、道中も疲れなかったが、ただ乞食が得難かった」と答えた。しかし婆耆末河の比丘らは、「我らは耐え忍んで安楽に住し、乞食も乏しくなかったが、道中が疲れた」と答えた。事の子細を知られた世尊は、「比丘にして知らず見ずして空無の過人法を説けば波羅夷にして共住すべからず」と定められた。

『僧祇律』（大正22 p.257下）：世尊は舍衛城におられた。そのときある聚落に2つのサンガがあり、夏安居を過ごしたのち舍衛城に居られる世尊のもとへやって来た。一方は「乞食も得難く、衣物も不足し、優婆塞の来訪もほとんどなかった」と報告したが、もう一方のサンガは「乞食も得やすく、安居衣も多く、多数の優婆塞が来訪した」と報告した。そこで世尊が理由を尋ねられると、彼らは互いに「三宝を讚歎し、舍利弗や目連を讚歎し、さらに自ら修習したところを讚歎したからである」と答えた。世尊は、「比丘にして未だ知らず、未だ了していないのに過人法を得たと言え、波羅夷を得て共住すべからず」と定められた。

『根本有部律』（大正23 p.675上）：世尊は広巖城の勝慧河辺の500人の漁師に出家具足戒を与えられた後、薛舍離から竹林聚落に赴き升提波林に住された。ときに飢饉に遭遇

して乞食も得難かったので、世尊は比丘らに「親友を頼って、薛舎離の近郊の聚落にて安居を過ごせ。私は阿難陀と共にこの林に住しよう」と指示された。500人の苾芻らは自分たちの眷族である捕漁村に行って、仮の住まいの小屋を造って安居を過ごした。しかし食を得るのが難しかったので、彼らは互いに「無常想……八解脱を得た」と讃歎しあった。人々は自分たちの食べるものを供養した。

世尊は未だ涅槃に入られず世に安住されていた時には、諸弟子のために2時に大集された。1は安居しようとする時、2は自恣が終わった時である。そこで苾芻らは雨安居を終えると竹林村に行って世尊に会った。仏栗氏（ヴァッジ）の村々で安居した比丘らは顔色悪くやせ細り憔悴していたが、捕漁村で雨安居を過ごした苾芻らは顔色よく太っていた。そこで阿難陀がその理由を問うと、彼らは互いに讃歎しあったと答えた。上人法を得たというのは実なのかと問うと「虚である」と答えた。これを世尊に報告すると、「もし苾芻にして、実に知なく上人法を説く者は波羅市迦にして共住すべからず」と定められた。

結戒の後に随結として、増上慢の場合は罪ではないことが付け加えられる。この仏在処と登場人物は下記のとおりである。

- 『パーリ律』 仏在処：－
登場人物：阿難
- 『四分律』 仏在処：－
登場人物：－
- 『五分律』 仏在処：舎衛城
登場人物：阿難
- 『十誦律』 仏在処：舎衛国
登場人物：－
- 『僧祇律』 仏在処：舎衛城
登場人物：1比丘
- 『根本有部律』 仏在処：竹林聚落
登場人物：阿難陀

なお『僧祇律』⁽¹⁾はこの戒が定められた年を、

世尊が舎衛城において、成仏してから6年冬分第4半月13日、食後に東に向いて坐して3人半影、聚落中の衆多の比丘のためにこの戒を制された。

とする。

(1) 大正22 p.262上

[3-2] 波羅夷罪第4条が定められたのは『僧祇律』が舎衛城とするのを除き、その他のすべての「律蔵」はヴェーサーリーとしている。またすべての「律蔵」はそのときは飢饉であって乞食しても食が得られなかったので、思い思いに知友を頼って雨安居を過ごすことになったとしている。なお各「律蔵」はこのとき大妄語した比丘たちの住処を次のようにする。

『パーリ律』：ヴァググムダー河の岸辺

『四分律』：婆裘河辺にある僧伽藍

『五分律』：婆求末河

『十誦律』：婆求摩河

『僧祇律』：ある聚落にある2つのサンガの1つ

『根本有部律』：捕漁村

ヴァッグムダー河が現在のどの河に相当するかわからないが、「婆求末河」「婆求摩河」はその音写であって、「捕漁村」はその意を取って訳されたものであろう。

そしてこの戒が説かれたのは、『パーリ律』は「雨安居を終えて常法どおりに釈尊に挨拶をするためにやってきた時」とし、『五分律』は「安居を終わって釈尊を問訊する諸仏の常法どおりにやってきた時」とし、『十誦律』も「安居を終わって釈尊のところを訪ねる諸仏在世の法のとおりやってきた時」とし、『根本有部律』も「諸弟子のための2時の大集のうちの自恣が終った時」とする。『四分律』『僧祇律』は諸仏の常法については言及しないが、雨安居の後に釈尊に挨拶にやってきた時というのは共通している。

[4] 波羅夷罪第2、第3、第4条の制定年

以上をもとにして、これら波羅夷罪第2条から第4条までの制定年を推定したい。

[4-1] ところで『僧祇律』はこれらの制定年を次のように記していた。第1条も併せると次のようになる。

第1条 成仏5年冬分第5半月12日、東向して坐して中食後の1人半影

第2条 成仏6年冬分第2半月10日、東向して坐して食後の兩人半影

第3条 成仏6年冬分第3半月9日、食前に北向して坐して1人半影

第4条 成仏6年冬分第4半月13日、食後に東向して坐して3人半影

これによると、『僧祇律』は波羅夷罪の4条は条数順にほぼ1年のうちに制定されたと考えていたことが判る。しかし前章に記したように、波羅夷罪が成道5、6年のうちに制定されたとは考えられず、これが信じられないことはいうまでもない。

[4-2] これらの制定年を推定するにあたってまず最初に注目すべきは、第4条「大妄語戒」の制定場所がヴェーサーリーであって、そのときその地は飢饉であったということである。前章に紹介したように波羅夷罪の第1条もヴェーサーリーであって、そのときも当地が飢饉であったということであるから、したがって第1条と第4条の制定は同じ年であったとしてよいであろう。波羅夷罪の各条が年代が隔たった時に制定されたとは考えにくいし、そうしばしば飢饉があったわけではないであろうからである。そうとすればそれは釈尊57歳＝成道23年ということになる。

ただし第1条は釈尊がヴェーランジャーからヴェーサーリーに到着された時であり、したがってその雨安居前ということになるが、第4条は諸仏の常法にしたがって比丘たちが雨安居を終えて集まってきた時であるから、**第4条の制定は釈尊57歳＝成道23年の後半期（第23回目の雨安居の直後）**としてよいであろう。

なおこの時上人法を犯した比丘たちは、ヴァググムダー河で雨安居を過ごしたとされる。同じくそこもヴェーサーリーと同様に飢饉であったのであるから、そこはヴェーサーリーからそれほど隔たったところにあつたのではないのであろう。『十誦律』は第3条の「殺人戒」の制定の因縁において、勿刀伽難提を字とする沙門に殺させたのは「婆裘河辺の園に住む比丘ら」としていることから推測される。しかしながらこの比丘らは今の波羅夷罪第4条では互いに上人法を語って肥え太っていたにかかわらず、『十誦律』の第3条では不浄観を修して似非沙門に殺させたというのであるから、これには情報の錯綜があると考えなければならぬ。第3条の似非沙門に殺させた比丘らをヴァググムダー河の比丘とするのは『十誦律』のみであるから、これが誤っているのであろう。

[4-3] そして以上の第1条、第4条の制定因縁からさらに連想されるのは、第3条「殺人戒」である。この制定場所は同じくヴェーサーリーであつて、ここには飢饉の記述はないけれども、この制戒は釈尊が不浄観を説かれたことを間接的な因縁としていることが注目される。不浄観は先にも記したように、人間の死体が腐乱し白骨化するまで観察するという観法が代表的なものであつて、当時ヴェーサーリーには飢饉のためにこの観察の対象となる死体が累々としていたので釈尊はこれを説かれたのかもしれない。だからこれが少々効果を発揮しすぎて、死を願うものが頻発したと考えても無理ではあるまい。そうとすればこれも第1条、第4条と同じ年ということになる。

またこの第3条の制定は、釈尊が布薩の時にサンガの人数が減っているので不審に思われた時とされている。もし雨安居の前や後なら、一緒に雨安居を過ごした者たちが去って行ったり、異住処の比丘たちがやって来たりして、サンガの人数が一定しないから、人数の増減はさして不審でもないことになる。すなわちこの状況は、前回の布薩と今回の布薩が同じ人数であることを想定しているのであつて、それならばこれは雨安居中のこととなる。しかもこの時は「釈尊を和尚とする比丘サンガ」のメンバー全員と一緒に雨安居を共に過ごすことができず、釈尊はそのメンバーに、それぞれの場所で友人を頼って雨安居せよと指示されたのであるから、釈尊とともに雨安居を過ごした人数はそれほど多くなく、そこで数が少なくなったことが判りやすかつたのかもしれない。このように考えて**第3条の制定年は釈尊57歳＝成道23年の前半期（23回目の雨安居中）**のこととおきたい。

[4-4] 残るは波羅夷罪第2条の「盗戒」の制定年である。波羅夷罪の他の3条の制定場所がヴェーサーリーであるにも拘わらず、これのみは王舎城である。波羅夷罪第1、第3、第4条が制定されたのは釈尊57歳＝成道23年の雨安居前、雨安居中、雨安居後のこととするなら、この第2条の制定は少なくともこの間のことではないということになる。その前となると第1条よりも前になるから、それはありえない。とするならばその後のことと理解せざるをえない。

しかしながらわれわれの「年表」では、この年以降で釈尊が王舎城で雨安居を過ごされた可能性のあるのは62歳まで待たなければならない。しかしこれでは第1、第3、第4条の制定と第2条の制定の間にあまりに時間が空きすぎることになる。もちろんその可能性がないわけではないし、それ以上に「年表」が誤っている可能性も多分にあるが、今はこれを検

討するいとまはないから、とりあえず釈尊は57歳＝成道23年の雨安居をヴェーサーリーで過ごされ、その後に王舎城に行かれて、ダニヤが陶器で作った小屋を目撃され、それをきっかけに王の材木を盗むこととなり、そこで第2条を制定されたと考えておきたい。それは雨安居明けというよりは、次の年の雨安居前のことであった。**釈尊58歳＝成道24年の第24回目の雨安居を過ごされる前**のことであったということになる。ただし「年表」では、この年の雨安居は釈迦国で過ごされたことにしてあるので、釈尊はこの後すぐさまきびすを返して釈迦国に向かわれたことになるが、これはかなり無理があるとしなければならない。

先の [1-3] に記したように、『パーリ律』では釈尊が王舎城で雨安居を過ごされた後にこれが制定されたことになっており、これに対して『十誦律』はこれが制定された後に王舎城で雨安居されたことになっており、この年回りで2年続けて王舎城で雨安居を過ごすなどということは考えられないから、結果としてはこの2つの情報を共に捨てるということになる。ただし今までの作業はすべていわば仮説であるので、これら全体を検証する際の1つの課題として残しておきたい。

[4-5] 以上のように考えると、波羅夷罪の制定順序は第1条「姪戒」、第3条「殺人戒」、第4条「大妄語戒」、第2条「盗戒」となり、時期としては釈尊57歳＝成道23年の雨安居前、雨安居中、雨安居後、釈尊58歳＝成道24年の雨安居前ということになる。したがって波羅提木叉の編集は制定順序どおりではないということになる。

確かに [1] で述べたように、捨墮などは物品が何かということで塊が作られているようであり、強いていえば条数の多い物品の順に編集されているのかもしれない。しかし波羅夷はたった4条しかないのであるから、制定順に編集されてもおかしくはないにも拘わらず、なぜ「姪」「盗」「殺」「妄語」の順序になったのであろうか。まして在家信者の保つべき五戒も八齋戒も十善業道も、沙弥・沙弥尼が保つべき十戒も、式叉摩那の保つべき六法も、すべては「殺」「盗」「姪」「妄語」の順になっているのであるから、もし制定順でなければ、なぜこのような順序で編集されなかったのか不思議である。

もちろんここに行った制定年からする順序の考察が間違っている可能性がないわけではないが、ここでは波羅提木叉の波羅夷罪の編集順序は、出家修行者として警戒しなければならず、かつまた間違いを犯しやすい順序に編集されたと理解しておこう。そういう意味では「姪」が最初に置かれたのは、律蔵の規定の中で姪に関するものがもっとも多いということなどから容易に判る。次に「盗」が置かれているが、これもごく些少な貨幣価値の盗みも対象となるのであるから日常的に起こりうることで、それだけに警戒しなければならない項目であるからであろう。そして「殺」が次に置かれているが、これは「殺人」のことであるから、そう日常的に起こりそうもないことである。最後の「大妄語」は妄語の一種であるが、悟ってもいないのに悟ったとする妄語であって、しかも増上慢の場合は罪にならないのであるから、宗教者としては十分に警戒しなければならない事項であるけれども、しかし頻発するものではなく、「姪」「盗」「殺」とは少々性格が異なるということができよう。そこで最後に置かれたのではなかろうか。